

## 住民監査請求の勧告に基づき市長が講じた措置について

住民監査請求に係る勧告に基づく措置について、令和8年3月26日に市長から監査委員に通知がありましたので、講じられた措置の内容を地方自治法第242条に基づき公表します。

## 政務活動費に関するもの

経過

令和7年12月2日 職員措置請求書受付  
令和8年1月27日 監査委員会議にて監査結果決定（勧告）  
令和8年1月30日 監査結果公表（記者発表）  
令和8年3月26日 市長から監査委員に措置を講じた旨の通知

勧告に基づき市長が講じた措置

別紙のとおり

【参考】勧告の内容

市長に対し、次に掲げる措置を令和8年3月31日までに講じることを勧告しました。

本件請求に係る人件費について、改めて精査した結果、政務活動費を充てることができない経費が含まれる場合には、損害を補填するために必要な措置を講じること。

勧告に併せて付された意見の内容

- (1) 政務活動費については、会派又は議員に対し、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出することが義務付けられており、収支報告に係る各経費が政務活動費を充てることができる経費であることを適切な資料をもって議長に明らかにすることが求められています。

政務活動費の執行に当たっては充當についての説明ができるよう書類等が整備されていることが原則となっており、本件請求に係る人件費（領収書1から領収書4までに係る経費）については、本件請求を受けて再点検した結果、「契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図る」旨の説明があったため、監査委員が法定された期間内に調査を完了することができませんでした。本件請求に係る人件費については、業務実態について社会通念に照らして不自然な点も見受けられるところ、監査対象局の説明が明らかでないことにより、法定された期間内に監査委員が判断できるまでには至らなかったものです。政務活動費が公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することを求めます。

- (2) また、本件請求においては、請求の理由として、手引きに従い保管している書類・資料等について開示請求をしたところ不開示決定を受けたため、政務活動との関連が判断できない旨述べられていました。

住民監査請求の本来の目的は、市民からの普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを求める請求について、監査委員が監査するものであり、請求人に対し、市政に関する情報を提供することを目的とするものではありません。

収支報告書に添付して議長に提出する領収書等の書類や報告事項の拡充を検討する等、会派又は議員がその使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

※ 監査結果公表文（令和8年1月30日公表）については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20251202.pdf>



**【参考】** 地方自治法抜粋

（住民監査請求）

第242条 （1～8省略）

9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10～11 省略

お問合せ先				
（住民監査請求制度に関すること）	監査事務局	監査管理課長	佐藤	Tel 045-671-3354
（措置に関すること）	議会局	秘書広報課長	仙台	Tel 045-671-3079

別紙

議秘第 824 号  
令和 8 年 3 月 26 日

横浜市監査委員 酒井 良清 様  
同 高品 彰 様  
同 前田 一 様

横浜市長 山中 竹春



住民監査請求（政務活動費に関するもの）に係る  
勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和 8 年 1 月 28 日付け監監第 921 号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

## 住民監査請求の監査結果（勧告）に基づく措置

### 1 監査結果（勧告の内容）

本件請求に係る人件費について、改めて精査した結果、政務活動費を充てることのできない経費が含まれる場合には、損害を補填するために必要な措置を講じること。

### 2 勧告に基づき講じた措置

#### (1) 本件請求に係る人件費についてのヒアリング及び陳述書の確認

監査において改めて精査するとした内容及び監査結果において意見のあった内容について、当該議員へのヒアリングを行いました。また当該議員から陳述書の提出を受けました。これにより確認した内容は次のとおりです。

##### ア 契約の性質について

政務活動費収支報告書には、「人件費」の項目に「賃金等」と記載して本件請求に係る人件費について政務活動費を充当していましたが、政務活動事務所で業務に従事している人たちとは、「業務委託契約」を締結しており、雇用関係にはありませんでした。よって、受託者に支払った金員は、賃金ではなく、業務委託契約に基づき種々の事務サポートをしてもらった委託料です。領収書のただし書きで「給与として」と記載したものがありますが、「事務サポート費として」が正しいので、誤記になります。

したがって、政務活動費の充当の項目としては、調査研究費が適当であり、「人件費」で計上していた金額を「調査研究費」に計上するため、収支報告書の訂正を行います。

##### イ 委託業務の内容について

政党活動や選挙活動、後援会活動を行う事務所と政務活動を行う事務所とを分けており、受託者には政務活動事務所で業務に従事してもらっていました。

具体的な業務内容は、議員や会派としての活動、例えば議会活動や広報活動に関する調査研究のサポート全般であり、政務活動事務所で市民の方々等の来訪や電話に臨機応変に適切に対応できるようにしていました。

また、受託者の業務報告を口頭で受けていたため、作業内容の成果物等を示せるものはほぼありません。今後は、業務内容を報告できるように記録をつけるなどの工夫をしていく必要があると考えています。

##### ウ 受託者の住所について

臨機応変な市民対応ができるよう土日も事務所を開いていましたが、土日に従事することができる受託者が限られていたため、遠方に居住してはいるものの親族に委託していました。

## エ 領収書の日付及び金額について

委託料は手渡しで受託者に支払っていましたが、領収書の日付は印刷したものであるため、領収書の日付と手渡しをした日は、必ずしも一致していません。また、受託者が業務に従事していない日に渡したこともあります。

委託料として平日に従事する人には月額 20 万円、土日に従事する人には 1 日当たり 1 万円を支払っていましたが、交通費や連絡の際に使用する携帯電話代なども含むため、高すぎるとは思っていません。

領収書の金額が、その月の業務に従事した月の日数と合わないものがありますが、双方了解のもとで、翌月以降に差額を調整したものであり、最終的な支払い総額に誤りはありません。

## (2) 確認結果に基づく適正化のための対応

(1)のとおり、当該議員からは監査委員が指摘した事項について政務活動費を充当できる経費に充当したとの合理的な説明があり、陳述書も提出されました。ただし、政務活動費収支報告書の項目は、人件費ではなく調査研究費が適切であることが分かりました。そこで当該収支報告書を訂正するため、当該議員から収支報告書等訂正届出書が提出され、議長がこれを受理しました。

これにより、令和 6 年度の当該収支報告書について、次の訂正が行われました。

(訂正前)	調査研究費	438,037 円	人件費	3,730,000 円
(訂正後)	調査研究費	4,168,037 円	人件費	0 円

## (3) 再発防止に向けた対応

今回の監査において、監査期間中に必要な確認が間に合わなかったことから、政務活動費の執行に当たっては適正な充当であることの説明ができるよう、会派又は議員において書類等を整備しておく必要があることを、当該議員に説明するとともに、改めて全議員にも周知しました。

また、当該委託業務の内容を客観的に証明する記録等が、業務委託契約書及び業務実績表であったため、業務の性質上、成果物が残らない代わりに、今後は、業務日誌等の記録を作成・保管し、使途の透明性の向上に努めることを当該議員に確認しました。

今後、本住民監査請求の結果及び必要な対応についても、各会派・議員に周知するとともに、定期的に政務活動費の充当に当たっての注意点及び他の地方公共団体における政務活動費に関する判例等の情報を所管課から全議員に提供し、政務活動費の適正な執行を確保していきます。


# 陳 述 書

令和8年3月11日

横浜市議会事務局 市会事務部御中

横浜市金沢区洲崎町23-14-4

氏名

坂井 太 

## 1 収支報告書の訂正について

私が提出した令和6年度の収支報告書において「人件費」が「賃金等」として支出された旨の記載をいたしました。

しかしながら政務活動事務所で業務に従事している人たちとは、私は「業務委託契約」を締結し、調査研究に要する調査を委託しており、雇用関係にはありませんので、項目を「人件費」としたのは誤りで、正しくは「調査研究費」でありました。これらの人たちに支払った金員は賃金ではなく、業務委託契約に基づき種々の事務サポートをしてもらった委託料であります。

よって、項目を「人件費」から「調査研究費」に訂正いたします。

また、私が提出した領収書の中で、但書きで「給与として」と記載したものがありますが、給与を支払った事実はありませんので、他の領収書と同様に「事務サポート費として」が正しいので、給与と記載した部分は誤記であります。

## 2 業務委託契約に基づく業務の実施について

私は、政党活動や選挙活動、後援会活動を行う事務所と政務活動を行う事務所（以下「本件事務所」といいます。）とを分けており、受託者には本件事務所に来てもらって業務に従事してもらっていました。

私が受託者に依頼していた業務は、私の議員や会派としての活動、たとえば議会活動や広報活動に関する調査研究のサポート全般であり、本件事務所を常にオープンにして市民の方々等の来訪や電話に臨機応変に適切に対応できるように心がけておりました。

私が不在にしていることが多いので、市民対応が円滑に行えるように平日だけでなく、土日も本件事務所に誰かがいるようにして、複数の受託者に交代で業務に従事していただくという体制を取っていた次第です。

受託者に依頼した調査研究内容や来訪者や電話対応の内容を私は口頭で報告を受けることが多かったため、受託者の作業内容の成果物等示せるものがほぼありません。今後は、業務内容を報告できるように記録をつけるなどの工夫をしていく必要があると考えています。

### 3 受託者の業務日時と委託料の支払いについて

上記のとおり、臨機応変な市民対応ができるように土日をとわず本件事務所は開いていましたので、平日に従事する人以外に土日に来てもらう人が必要でした。

土日にわざわざ来てもらう人となりますと、限られてしまうので遠方からはなってしまうかもしれませんが親族にお願いして、土日の対応をしてもらいました。

平日に来てもらう人には月額20万円の委託料を支払い、土日に来てもらう人には、1日当たり1万円を支払っていました。いずれも交通費や連絡の際に使用する携帯電話代なども含めての金額ですので決して高すぎる委託料ではなかったと思います。

業務に従事する時間は、1日あたり7時間以内、週に35時間以内と決めていましたので、勤務実績表では9時から17時までとの業務時間の記載がありますが、この時間帯内で7時間以内の従事をお願いしていましたので、9時から17時までびっしりと業務を実施していたということではありません。この時間の範囲内で7時間以内の時間、業務を行っていたという趣旨です。

なお、委託料は私が手渡しで受託者に渡していましたが、領収証の日付は印刷したものであるため必ずしも手渡しをした日とは一致しておらず、業務に従事してはなし日に渡したこともあります。

また、領収証の金額が、業務に従事したその月の日数と合わないものがありますが、これは渡した金額と実際の従事した日数と異なっていることがあ

ったため、翌月以降に差額を調整して支払いをしたものがあるため、双方了解のもとで差額の調整をしており、最終的な支払い総額に誤りはありません。

以上